

## 一般社団法人京都経済同友会 役員選任規程

### 第1章 総則

第1条(目的) この規程は、一般社団法人京都経済同友会（以下「本会」という）の定款第16条に規定する役員を選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2章 役員を選任方法

第2条(役員を選任方法) 本会は役員を選任に当たり、理事会が本規程に定める役員候補者選考基準に基づき各候補者を選考し、総会に提案するものとする。

- 2 前項のうちの次期代表理事候補者については、任期満了によって退任する代表理事から推薦を受ける。
- 3 第1項のうちの次期理事候補者、同業務執行理事候補者、同監事候補者については、留任する代表理事から推薦を受ける。
- 4 第2項及び第3項によって選考されたそれらの候補者は、定款に定める各選任機関の承認を受けなければならない。
- 5 第1項から第3項の規定にかかわらず、総会において、定款が認める範囲内で別途の候補者選考方法が決議された場合はこれにしたがう。

### 第3章 役員候補者の選考基準等

第3条(代表理事候補者) 代表理事候補者には、理事または理事経験者で本会を代表し会務を統轄できる正会員を選考する。

2 代表理事の任期は1期2年とする。再任を妨げないが、定款第15条第4項の規定により2期4年限りとする。

第4条(業務執行理事候補者) 業務執行理事候補者には、本会の活動に精通し本会の業務を遂行できる者を選考する。

2 業務執行理事の任期は1期2年とする。ただし再任を妨げない。

第5条(理事候補者) 理事候補者には、理事会及び本会の諸会合に出席するとともに、事業活動上の任務を遂行できる正会員を選考する。

2 理事の任期は1期2年とする。ただし再任を妨げない。

第6条(監事候補者) 監事候補者には、理事または幹事在任期間が長く本会会務及び事業活動に詳しい正会員を選考する。

2 監事の任期は1期2年とする。ただし再任を妨げない。

### 第4章 補則

第7条(改 廃) この規程の改廃は総会の決議による。

#### 附 則

この規程は一般社団法人の設立の登記の日から施行する。